

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○道路の供用開始 (道 路 課)	1
公 告	
○行政書士法による処分 (法 務 課)	1
○土地改良区の役員の就退任 (農 業 基 盤 課)	1
○開発行為に関する工事の完了 (都 市 計 画 課)	1

規 則

高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年7月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第68号

高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則

高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則（平成19年高知県規則第46号）の一部を次のように改正する。
別表中「高知県警察本部運転免許センター」を「高知県警察本部運転免許センター 高知県南国警察署」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県知事 尾崎 正直

告 示

高知県告示第513号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、平成21年7月31日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成21年7月31日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路 線 名 321号

3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
土佐清水市大岐字下港山 2834番10から 土佐清水市旭町9番4まで	2,142	平成21年8月2日

公 告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第14条の規定に基づく処分をしたので、次のとおり公告する。

平成21年7月31日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 処分を行った年月日
平成21年7月21日
- 2 処分を受けた者の氏名
中 脇 東
- 3 処分を受けた者の住所
四万十市中村大橋通七丁目7番7号
- 4 処分の内容
業務の停止
- 5 処分の期間
平成21年8月5日から同月19日まで

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、永田土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成21年7月31日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所
(退任)		
理事	竹島 洋	南国市立田 242-1
〃	吉田 茂穂	〃 〃 936
〃	北村 晃輝	〃 〃 228
〃	大町 忠徳	〃 〃 221
〃	吉田 馥	〃 〃 680-6
〃	北村 延雄	〃 〃 1014
〃	森本 繁雄	〃 〃 1055
監事	吉田 寶	〃 〃 744-3
〃	北村 嘉道	〃 〃 1031-1
(就任)		

理事	竹島 洋	南国市立田 242-1
〃	吉井 清隆	〃 〃 679
〃	吉田 幸子	〃 〃 737
〃	北村 良雄	〃 〃 1039
〃	北村 博	〃 〃 960
〃	北村 憲一	〃 〃 227
監事	北村 嘉道	〃 〃 1031-1
〃	溝渕 泰三	〃 〃 951

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成21年7月31日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成21年6月29日 21高都計第177号	南国市岡豊町吉田字 野辺281番3ほか	南国市大埴乙1166 番地1 溝渕ハイ ツA-201号 前田 和則